

しょうがく きゅうふきん そうきしんせい
令和8年度 奨学のための給付金 早期申請について

(和歌山県高校生等奨学給付金 募集要項)

和歌山県教育委員会では、高校生等の授業料以外の教育費負担を軽減するため、以下の要件に該当される世帯に、返還の必要のない『奨学のための給付金』を支給します。

早期申請はそのうち3か月分を前倒して受給できる制度です。

令和8年度に中学校から入学された方で、早期給付を希望する方は申請してください。

この給付金を受け取るには、基準日（令和8年4月1日）現在の世帯の状況に基づいた申請の手続きが必要になります。

※7月中旬に奨学のための給付金（通常申請）を案内します。今回の早期申請を申請せずに、通常申請で申請することで手続きは1回で済みます。

※今回の早期申請をした方も、残りの支給額（7～3月分）を受け取るためには通常申請が必要ですので、忘れずに申請をお願いします。

対象となる世帯

●令和8年4月1日現在、次のすべてに該当している世帯

- 1 保護者等が和歌山県内に住所を有していること。
※保護者等のいずれか一方が他の都道府県に在住している場合は、生活の本拠が和歌山県内にある世帯で、かつ、他の都道府県に対し『奨学のための給付金』を申請しない場合に限り、申請できます。
- 2 保護者等（2名いる場合は2名）の令和7年度（令和6年中）の道府県民税所得割の額と市町村民税所得割の額を合算した額（以下、所得割額）が182,500円未満、または生活保護（生業扶助が措置されている世帯）を受給していること（以下、生活保護受給世帯）。
- 3 生徒が授業料無償化制度（高等学校等就学支援金または学び直し支援金）の支給を受ける資格を有する者であること。

以下に該当している場合は、支給対象外となります。

- ・生徒が児童養護施設等に入所または里親に養育を委託されており、見学旅行費または特別育成費の対象となっている（母子生活支援施設の高校生等を除く）。
- ・保護者等が海外赴任等で日本国内に住所を有しておらず、課税証明書等が発行できない。

申請期間

●令和8年7月9日（木）まで

申請方法

●提出書類

該当世帯の○についての書類が必要となります。

申請世帯 添付書類	令和8年4月1日時点で生活保護を受給している世帯の場合	令和8年4月1日時点で生活保護を受給していない世帯の場合
①受給申請書（同封）	○	○
②振込先の通帳のコピー ・金融機関名、支店名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳またはキャッシュカードのコピーが必要 ※ネット銀行等の場合、口座情報画面等でも可	○	○
③生活保護受給証明書（原本） ・発行日が令和8年4月1日以降のもので受給している扶助の種類がすべて記載されているもの ・申請者及び生徒が記載されているもの	○	
④保護者等全員のマイナンバー関係書類 ・同封している同意書兼個人番号カード（写）等貼付等台紙と番号確認書類		○ ※④または⑤のどちらから1つ
⑤保護者等全員の課税証明書 ・令和7年度分（令和6年分）課税証明書		○ ※⑤の場合※現在取得可能な最新の令和8年度分ではありません。 <u>令和7年度（令和6年分）が必要。</u>
⑥住民票の写し（原本）【生徒分】 ※国籍が「日本」以外の生徒の場合：国籍・在留資格・在留期間等が記載されたもの *状況により追加で書類をお願いすることがございます。	○	○

④のマイナンバー関係書類をご提出の場合、7月の通常申請、次年度以降の申請時に添付を省略することが可能となります。⑤の課税証明書をご提出の場合、申請ごとに課税証明書の取得が必要になります。

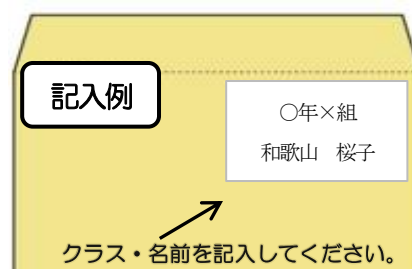
○添付書類について、「⑤の課税証明書」の代わりに使用できる書類は、以下のとおりです。

- ・保護者等が給与所得者で勤務先以外からの収入がない場合は、毎年5～6月に勤務先から配付される納税義務者用の特別徴収税額の決定・変更通知書（コピー可）
- ・自営業などの場合は、毎年6月に発行される納税通知書（コピー可）

○過去にDV・虐待等の被害を受けた方またはDV・虐待等の被害を受けるおそれのある方は、不開示申出書も併せて提出してください。（マイナンバー関係書類を提出する場合のみ）

●申請書類の提出先

- ・申請書類が入っていた封筒にクラス・名前等をご記入の上、在学している学校へ提出してください。
- ・郵送でマイナンバー関係書類を提出する際は、本人確認書類を同封し、送達記録の分かる形式で提出をお願いします。（別添貼付等台紙参照）



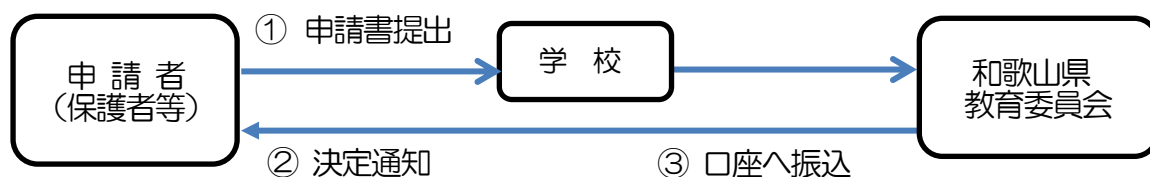
令和8年度の支給額（早期申請）

早期申請支給額 (4～6月分)	全日制・定時制	通信制
生活保護受給世帯	8,075 円	8,075 円
所得割額0円世帯	35,925 円	12,625 円
所得割額100円以上 105,500 円未満	11,975 円	4,207 円
所得割額 105,500 円以上 182,500 円未満	8,982 円	3,157 円

偽りその他不正の手段により給付金を受給したときまたは明らかに給付金を教育費以外の目的に使用したと認められるときは、受給した給付金を直ちに返還していただきます。

給付金受け取りまでの流れ（4～6月分）

- ① 申請書等提出（学校へ）
- ② 書類審査後、支給または不支給決定の通知文書を教育委員会より申請者あて送付
- ③ 支給決定の場合は申請者（保護者等）の口座へ入金



早期給付分の口座への入金時期については、9月末までを予定しています。

※7～3月分を受け取るには、再度申請が必要です。

（お願い）振込日に関するお問い合わせをいただきますが、日付の回答は困難ですのでご容赦願います。
また、原則、学校別に振込をしますので、兄弟姉妹が別高校に在学する場合、振込時期が異なることがあります。

問合せ先 〒640-8585 和歌山市小松原通一丁目1番地
和歌山県教育庁生涯学習局生涯学習課奨学班
TEL：073-441-3663



Q & A

Q 1 父親が海外勤務のため課税証明書が発行できません。このような場合も対象になりますか。

A 1 課税証明書による所得確認ができないため、対象外となります。

Q 2 祖父母も一緒に暮らしていますが、祖父母に収入がある場合はどうなりますか。

A 2 「親権者」がいる場合は「親権者」の収入で判断しますので、その場合には祖父母の収入は含みません。

Q 3 認定を受ければ授業料が無償化になる制度（就学支援金または学び直し支援金）の申請と重複する書類等は省略できますか。

A 3 認定を受ければ授業料が無償化になる制度（高等学校就学支援金または学び直し支援金）の届出書等に添付しているものとは別に提出が必要です。生活保護受給証明書については原本、課税証明書等についてはコピーでも可能です。

Q 4 給付金支給後に退学した場合は、返還を求められますか。

A 4 申請後に退学した場合は返還を求めません。（支給は基準日で判断します。）

Q 5 申請書提出後に申請内容（氏名・住所・口座情報等）が変わった場合はどうしたらよいですか。

A 5 学校に連絡して「申請事項変更届」を提出してください。

Q 6 住民票の写し（原本）は何に必要ですか。

A 6 「対象となる世帯」条件の3、高等学校等就学支援金の支給を受ける資格の確認のため。